

国内旅行キャンセル補償制度

旅行予約者が入院、通院等のやむ得ない事情により、旅行をキャンセルした場合に負担する取消料・違約料（キャンセル料）の一部を補償します。（旅行者に一定の自己負担が発生します。）

記名被保険者が以下の①～⑪のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担したキャンセル料をお支払いします。お支払いの割合は、キャンセル料の70%になります。

①	死亡・危篤	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族が死亡した場合または危篤（重症・重病で生命が危うく予断を許さないと医師が判断した場合）となった場合。死亡、危篤の原因が新型コロナウイルスによるものも含まれます。
②	入院	被保険者、被保険者の配偶者または2親等内の親族がケガや疾病により入院が必要となった場合（旅行開始日を含めた7日前から旅行開始日の翌日までの間に入院した、もしくは入院が決定された場合にかぎります。）入院の原因が新型コロナウイルスによるものも（自宅療養含む）も含まれます。既往症は除外
③	通院	被保険者、被保険者の配偶者または2親等内の親族がケガや疾病により通院が必要となった場合（旅行開始日の前々日から翌日のうち、いずれかに通院した場合にかぎります。）通院の原因が新型コロナウイルスによるものも含まれます。既往症は除外
④	急な出張	急な海外出張または2泊以上の国内出張が入った場合。（被保険者本人のみ、旅行期間中にかぎる。）
⑤	目的地での事故	目的地において利用を予定していた運送・宿泊機関等の事故または火災が発生した場合。
⑥	交通機関の遅延 欠航・運休	航空機・列車・船舶等（運航時刻が定められている交通機関）の2時間以上の遅延や欠航・運休が発生した場合。
⑦	ペットの死	家庭で飼っているペット（犬または猫）が死亡した場合。
⑧	災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により災害対策基本法に基づく避難指示が発生した場合。 全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは感染症による隔離が発せられた場合・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛は対処以外
⑨	裁判所への出廷	裁判所の呼び出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として出頭する場合。
⑩	勤務先の倒産	勤務先企業が倒産した場合。
⑪	建物家財の損害	台風、豪雨、洪水等により100万円以上の損害が発生した場合。
※日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因のキャンセルは対象外です。		